

政治資金監査に関する研修テキストの改定に係る目次イメージ新旧対照表

※旧マニュアルのうち、**着色部分**が「政治資金監査実施要領」、それ以外が「政治資金監査に関する具体的な指針」

旧	新	改定概要
政治資金監査に関する具体的な指針 ……………21	政治資金監査に関する具体的な指針 ……………21	
はじめに…………… 23	はじめに…………… 23	
政治資金監査に関する具体的な指針の改定に当たって……………25	政治資金監査に関する具体的な指針の改定に当たって……………25	
I. 政治資金監査の目的……………25	I. 政治資金監査の目的……………26	
1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………25	1. 政治資金規正法の目的・基本理念……………26	
2. 今般の政治資金規正法改正の経緯……………26	2. 今般の政治資金規正法改正の経緯……………27	
3. 政治資金監査の基本的性格……………26	3. 政治資金監査の基本的性格……………27	
4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………29	4. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の位置付け……………30	
II. 登録政治資金監査人……………30	II. 登録政治資金監査人……………32	
1. 登録政治資金監査人の資格……………30	1. 登録政治資金監査人の資格……………32	
(1) 資格……………30	(1) 資格……………32	
(2) 業務制限……………31	(2) 業務制限……………33	
2. 登録政治資金監査人の職務……………32	2. 登録政治資金監査人の職務……………35	
3. 登録政治資金監査人の責任……………34	3. 登録政治資金監査人の責任……………36	
III. 国会議員関係政治団体……………35	III. 国会議員関係政治団体……………37	
1. 国会議員関係政治団体の定義……………35	1. 国会議員関係政治団体の定義……………37	
2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………35	2. 国会議員関係政治団体の会計責任者の責務……………37	
I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項 ……………57	3. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項……………41	○旧実施要領を挿入
IV. 政治資金監査指針……………39	IV. 政治資金監査指針① 一般監査指針……………43	○旧具体的指針の章立てを変更し、従来のIVを3つに分割、それぞれに旧実施要領を挿入（以下、新規VIまで同じ）
1. 一般監査指針……………39	1. 一般的な留意事項……………43	○旧実施要領II. 1. の内容を統合
(1) 一般的な留意事項……………39	2. 調査方法……………44	
(2) 調査方法……………40	3. 政治資金監査契約の締結……………45	
(3) 政治資金監査契約の締結……………41	4. 契約書において規定すべき事項……………46	○旧実施要領を挿入
II. 政治資金監査契約締結に当たっての留意事項……………58	(1) 一般的な事項……………47	
1. 政治資金監査契約……………58	(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………48	
2. 契約書において規定すべき事項……………58	(3) 秘密保持義務……………48	
(1) 一般的な事項……………59		
(2) 登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体の責任……………60		
(3) 秘密保持義務……………60		

(4) 使用人等の監督等.....60	(4) 使用人等の監督等.....48	
(5) 契約の解除.....61	(5) 契約の解除.....49	
3. 政治資金監査契約に係る留意事項.....61	5. 政治資金監査契約に係る留意事項.....49	
(4) 政治資金監査の事前準備.....41	6. 政治資金監査の事前準備.....50	
2. 個別監査指針.....43	V. 政治資金監査指針② 個別監査指針.....51	○旧具体的指針の章立てを変更
(1) 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項.....43	1. 法第19条の13第2項第1号に掲げる事項.....51	
(2) 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項.....44	2. 法第19条の13第2項第2号に掲げる事項.....52	○旧具体的指針の内容を(1)とし、旧実施要領を(2)・(3)として挿入
III. 領収書等の確認に当たっての留意事項.....62	(1) 一般的事項.....52	○旧実施要領のIII. 2. (1)・(2)は分量も少ないため統合
1. 領収書等の記載事項の確認.....62	(2) 領収書等の記載事項の確認.....57	
2. 高額領収書等のあて名等の確認.....63	(3) 高額領収書等のあて名等の確認.....58	
(1) あて名の確認.....63		
(2) 訂正等の確認.....64		
(3) 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項.....49	3. 法第19条の13第2項第3号に掲げる事項.....60	
(4) 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項.....50	4. 法第19条の13第2項第4号に掲げる事項.....62	
V. 領収書等を徴し難い事情の具体例.....71	(1) 一般的事項.....62	○旧実施要領を挿入
(5) 会計責任者等に対するヒアリング.....50	(2) 領収書等を徴し難い事情の具体例.....63	
IV. 会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項.....65	VI. 政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング.....64	○旧具体的指針の章立てを変更
1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的.....65	1. 会計責任者等に対するヒアリングの意義・目的.....64	○旧具体的指針のIV. 2. (5)を統合
2. ヒアリング事項.....65	2. ヒアリング事項.....64	
3. ヒアリングの実施方法.....66	(1) 会計処理方法.....66	
4. その他の留意事項.....69	(2) 支出項目の区分の分類.....67	
V. 政治資金監査報告書.....52	(3) 書面監査では支出の状況が確認できなかったもの.....67	
1. 政治資金監査報告書の記載事項.....52	(4) 書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認する必要があるもの.....68	
2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項.....52	3. その他の留意事項.....70	
VI. 政治資金監査報告書記載要領.....72	VII. 政治資金監査報告書.....72	○旧具体的指針Vと旧実施要領VIそれぞれの1.および2.を統合し、内容を整序
1. 政治資金監査報告書の記載事項.....72	1. 政治資金監査報告書の記載事項.....72	
2. 政治資金監査報告書作成に当たっての留意事項.....72	2. 政治資金監査報告書記載例.....77	○旧実施要領を挿入
3. 政治資金監査報告書記載例.....74	(1) 監査事項についてすべて確認できた場合.....77	
(1) 監査事項についてすべて確認できた場合.....74	(2) 会計帳簿に記載不備がある場合.....79	
(2) 会計帳簿に記載不備がある場合.....76	(3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合.....81	
(3) 領収書等の徴収漏れ又は亡失等がある場合.....78		